

地域子ども・子育て支援事業の各事業における確保方策

| 事業名 | 「量の確保」 | 「質の向上」 |
|---|-----------------------------------|--|
| (1) 利用者支援事業 【新規事業】 | ○市役所庁舎内に利用者支援員を配置 | ○相談内容の充実やプライバシーへの配慮 ○施設、事業、市町村など地域の子育て支援に関わる関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制の構築 |
| (2) 時間外保育事業 (延長保育事業) | | ○希望する保護者が利用できる環境の整備 |
| (3) 実費徴収に係る 補足給付を行う事業 【新規事業】 | (事業内容(対象者、給付額等)については現在国において検討中) | (事業内容(対象者、給付額等)については現在国において検討中) |
| (4) 多様な主体が本 制度に参入すること を促進する事業 【新規事業】 | (事業内容(調査研究、取り組み等)については現在国において検討中) | (事業内容(調査研究、取り組み等)については現在国において検討中) |
| (5) 放課後児童健全 育成事業 (児童クラブ) | ○学校施設の活用や建物の設置 ○民間事業者による事業の実施 | ○児童1人あたりの面積の改善 ○1クラブあたりの児童数の適正化 ○県の実施する研修の受講による指導員の資質向上 |
| (6) 地域子育て支援 拠点事業 (子育てプラザ) | | ○加古川駅南・東加古川子育てプラザでの利用促進に向けた環境整備 |
| (7) 一時預かり事業 (預かり保育) | ○希望する保護者が利用できる提供体制の確保(保育所等) | ○希望する保護者が利用できる環境の整備(幼稚園) |
| (8) 病児・病後児保 育事業 | ○病児保育の実施 | ○事業の周知や利用しやすい仕組みの構築 |

| 事業名 | 事業の方向性（「量の確保」・「質の向上」） |
|---------------------------------------|---|
| (9) 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | ○緊急時（休日を含む）の利用ニーズへの対応の検討 |
| (10) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | ○児童虐待担当部署との月 1 回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止 |
| (11) 養育支援訪問事業 (育児支援家庭訪問事業) | ○乳児家庭全戸訪問及び乳幼児健診担当部署との月 1 回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止 |
| (12) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) | ○制度及び事業の周知 ○希望する保護者が利用しやすい環境の整備 |
| (13) 妊婦健診事業 (妊婦健康診査費助成事業) | ○制度及び事業の周知 ○出産後の養育に支援が必要な妊産婦などへ対応するための、医療機関や市町村など関係機関との連携の充実 |